

委託業務仕様書

1 業務名

「次世代デジタルビルダーズ・ワークショップ」運営業務

2 業務目的

ゲームをテーマとして若者を惹きつける魅力的な文化の形成を図る「和歌山デジタルクリエイティブ拠点創出事業」の一環として、Minecraft を活用したワークショップを開催することにより、県内における小中学生及び高校生のデジタル社会で求められるスキル（デジタルリテラシー、創造力、表現力等）の向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日（火）まで

4 業務内容

Minecraft を活用して、小学生、中学生、高校生及び教員を対象としたワークショップを開催する。

（1）参加人数

250名以上を目標とする。

※参加人数は延べ人数（同一参加者の複数回参加を含む）とする。

（2）対象者

県内に在住する、または県内に通学・通勤する小学生、中学生、高校生及び教員。

（3）場所・回数

紀北、紀南において各1回以上。

※開催場所については、企画提案書の内容を基本としつつ、和歌山県と協議の上決定。

※開催会場の賃借料や必要機材の調達に係る費用は受託者の負担とする。

（4）イベントの広報・集客

原則受託者が行うものとする。

（5）成果物の作成

（1）～（4）の結果を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

5 業務実績の報告

業務終了後、4（5）にて作成した事業報告書を電子データにて県へ提出すること。

6 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

7 秘密保持

（1）受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてならない。本契約が

終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。

- (2) 受託者は、県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む。）し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務終了後、速やかに県から提供された資料等を返還すること。

8 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 10 月 5 日条例第 38 号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

9 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、県に帰属する。ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書に沿って実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に県と協議し、その指示に従うこと。